

# 国民健康保険

## ～平成28年度保険税率の改定について～

### 平成28年度保険税率

保険税率は、1年間の医療費が賄えるように計算した上で毎年見直しを行い、町条例で定めています。  
平成28年度は、課税限度額が引き上げとなり、保険税率は据え置きとなります。

#### 【平成28年度保険税率】

区分	課税標準	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分
所得割	加入者の所得	9.50%	1.80%	1.80%
資産割	固定資産税額 (償却資産分を除く)	48.00%	9.00%	10.00%
均等割	加入者1人当たり	32,000円	8,000円	11,000円
平等割	加入者1世帯当たり	44,000円	8,000円	10,000円
課税限度額		540,000円	190,000円	160,000円

※1 介護納付金分は、40歳から64歳の方が属する世帯が対象となります

※2 国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行する方がいる場合、世帯構成によって軽減措置があります

### 保険税の軽減

前年の所得が基準額以下に該当する世帯は、計算された保険税額から軽減されます。

ただし、住民税の申告がされていない場合は、軽減を受けることができませんのでご注意ください。

軽減割合	基準額の算出方法	軽減される額			
		区分	医療 給付費分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分
7割 軽減	世帯全員の前年の所得が33万円以下の世帯	均等割	22,400円	5,600円	7,700円
		平等割	30,800円	5,600円	7,000円
5割 軽減	世帯全員の前年の所得が次により算出した額以下の世帯 33万円+26万5,000円×加入者数	均等割	16,000円	4,000円	5,500円
		平等割	22,000円	4,000円	5,000円
2割 軽減	世帯全員の前年の所得が次により算出した額以下の世帯 33万円+48万円×加入者数	均等割	6,400円	1,600円	2,200円
		平等割	8,800円	1,600円	2,000円

※3 「基準額の算出方法」の加入者数には、国保から後期高齢者医療制度へ移行した方を含めて計算します

※4 上の保険税率の注釈※2が適用される場合は、軽減される額が異なります

保険税、保険料に  
関すること

住民課税務係

☎ 53・2323 (内線147・148) Eメール zeimu@town.tsukigata.hokkaido.jp

# 後期高齢者医療

## ～平成28年度保険料について～

### 平成28年度保険料の計算方法

後期高齢者医療保険料は、2年ごとに保険料率を決めています。平成28年度は保険料率が改定されます。

<b>均等割</b> 【一人当たりの額】 <b>49,809円(年額)</b>	+	<b>所得割</b> 【被保険者本人の所得に応じた額】 $(\text{平成27年中の所得} - 33\text{万円}) \times 10.51\%$	=	<b>1年間の保険料</b> 100円未満切り捨て
---	---	---	---	------------------------------

※年度途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します  
※平成28年度の1年間の保険料は、個別にお知らせします

### 保険料の軽減について

次の条件に該当する被保険者の方は、保険料が軽減されます。

#### ①均等割の軽減

所得が次の金額以下の世帯	軽減後の年額
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で、他の所得がない	49,809円 → <b>4,980円</b> <b>9割軽減</b>
33万円	49,809円 → <b>7,471円</b> <b>8.5割軽減</b>
33万円 + (26万5,000円 × 世帯の被保険者数)	49,809円 → <b>24,904円</b> <b>5割軽減</b>
33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)	49,809円 → <b>39,847円</b> <b>2割軽減</b>

※軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します  
※被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります

#### ②所得割の軽減

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	<b>5割軽減</b>

#### ③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険(主にサラリーマンの方が加入している健康保険)の被扶養者だった方は、所得割はゼロで、均等割が9割軽減となります。

※被用者保険とは、協会けんぽなど主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません

## 問合せ先

後期高齢者医療制度  
全般に関すること

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011・290・5601

国民健康保険・後期  
高齢者医療保険に関  
すること

住民課戸籍保険係  
☎53・2323(内線142) Eメール kokuho@town.tsukigata.hokkaido.jp